

論文

若者仲間と婚姻をめぐる民俗研究

—— 高知県室戸市佐喜浜町を事例として ——

大黒久美子

〔抄録〕

本研究は、高知県室戸市佐喜浜町浦における若者仲間が関わる婚姻について、明確にすることを目的とする。これまでの民俗学では、生業や祭りの伝承などにより若者仲間が組織として発達した村落では、若者仲間の結束も固く男女の婚姻に関わりを見せるとされてきた。本研究では、村落内における若者仲間の最も重要な役割が若者仲間の権限にも影響を与えることに着目し、それらが婚姻への関わりにも関係することを明らかにする。

この地域の若者仲間は、佐喜浜八幡宮大祭における俄などを伝承する伝統的な若衆組として権限が与えられたことにより、男女の婚姻に積極的に関与できた。また若衆による婚姻への関与の歴史があることで、配偶者選択の自由度が高い婚姻「自由婚」を特徴とする地域になったことや、その要因を明らかにした。

キーワード：婚姻、若者仲間、俄、配偶者選択の自由、自由婚

1. はじめに

これまでの民俗学における婚姻研究は、婚礼儀礼や婚舎への移行時期を中心に婚姻を類型化するのが主流であった。中には、村落の生業や年齢集団の発達の有無によって地域ごとの若者仲間⁽¹⁾や婚姻の特徴を分析している研究もみられるが、当事者に誰がどのように関わり婚姻が成立するのか詳細を明確にした研究は多いとはいえない。さらには、婚姻成立過程における当事者同士の配偶者選択の自由の有無について、注目した研究は少ない。

八木透は、これまでの研究を踏襲しながら婚姻類型の指標を明確にした上で9類型を提唱した。その指標とは、①婚出者の性別②相手選びの決定権③婚家に加入するまでの過程と儀礼④当面の婚舎と婚舎移動の有無⑤婚出者の生家依存度⑥二世代夫婦の同居の有無である〔八木2001 42〕。②の相手選びは、当人たちの意思によって決定されるか、当人以外の者によって決

定されるかの二択であり、前者に配偶者選択の自由があることは理解できるが、後者でも当事者同士の意思が全く尊重されていないとは言い切れない。つまり、当事者同士の意思の詳細を踏まえて類型化しているわけではない。

よって本研究では、当人同士の意思に注目し得られた結果である配偶者選択の自由のある婚姻を「自由婚」とした上で、その定義を仮に以下とし論を進める。「結婚する男女の両親、親族、親方や当該社会の有力者等が有する権限と比較して、婚姻の最終的な決定権を当事者たちが有する婚姻」とする。なお若者仲間は、親や親族の立場とは異なり結婚を希望する当人たちの後ろ盾にはなり得るが、婚姻を半ば強要したり斡旋したりすることは基本的にないと考えられるため、当該社会において若者仲間がどの程度婚姻に関与するか否かは、自由婚であるか否かを決定する要件とはならない。つまり、若者仲間の婚姻への関与は、自由婚の概念とは別の指標として設定すべきではないかと考える。ただ若者仲間の婚姻への関与が強い地域社会では、概して自由婚が多いことは事実であろう。また、従来「婿入婚」や「足入れ婚」とされてきた婚姻は、基本的に自由婚であると考えられるが、婚姻類型的には一般的な「嫁入婚」であっても「自由婚」は往々にしてあり得る。室戸市佐喜浜町浦の婚姻は、その一例⁽²⁾だと考えられる。

2. 高知県室戸市佐喜浜町浦の概要

室戸市佐喜浜町は、尾崎・都呂・浦・中里・船場・中尾・小山・立花・根丸・入木から構成され、山分、郷分、浦分に大別される。本研究の対象となる浦は浦分に属し、南町・北町・中の町・西の町の町場を形成している。町内で、若者仲間が集った宿が存在したのは浦のみであり、浦を形成する南町・北町・中の町・西の町の区分で4つの若衆宿が存在した⁽³⁾。この四宿を中心に、年齢集団である若衆組が祭りを司る慣習も見られた。

生業について言及すると、郷地区では農業を、沿岸部の浦地区では漁業を営んでおり、集落による相違はあるが町全体としては半農半漁といえる。しかし、浦は町内でも中心部に位置し商店街が存在するので、商売を営む家も多い。浦は、男女兼業とされる漁業が盛んな地区であり、町の中心部という地の利を活かして商店街で商売を営む者らも多い、半商半漁の町である。

若者仲間が発達する年齢階梯制村落は、漁業を生業とする場合が多く、村落の生業と若衆組との関わりが強い。ゆえに村内における若衆の権限は強く、家父長権が強い村落よりは婚姻に関与できる。以上が、主に西南日本の太平洋沿岸地域に多いとされる年齢階梯制村落における若衆と婚姻研究の通説であった。若者仲間の存在が顕著である浦では、話者⁽⁴⁾の語りから家父長権は強くないと想定できる。また、商売を営む家が多いことから隠居の時期は明確でない。

室戸市の他町では、父は本家に母は分家に分かれ住む「分住隠居⁽⁵⁾」の慣行がみられたが、浦では、明確な隠居慣行はみられない。たとえば、商売を営む家は二世帯同居（「同居隠居同棟型」）がほとんどで、そうではない家は息子の結婚を機に親が借家を借りて別居（「別居隠居

親別居型)』することを隠居と呼んでおり、隠居は慣行化しているとはいえない〔竹田 1974 315〕。

町内で実施されている年中行事⁽⁶⁾から主要な祭りを抜粋すると、10月第2日曜日(旧8月15日)に開催される「佐喜浜八幡宮秋季大祭⁽⁷⁾」と、11月の「愛宕神社奉納芝居」がある。松野仁は「これら年中行事の主となるものすなわち盆踊り、八幡宮大祭、愛宕神社の奉納芝居は若衆らを取り仕切ってきた」〔松野 1976 31-34〕としていることから、これらは町内の若者と繋がりが深く、前者は若衆宿の役割として、後者は青年会の立場で若者が担ってきた。

3. 若衆宿の変遷と祭りの伝承——俄を中心に——

本章では、若衆宿の歴史や変遷について言及し、宿加入の規約や若衆の役割である祭りの伝承またそれらの存続について明らかにする。

浦に発達した若衆は、祭りの伝承を主な役割とする組織である。祭りの時期に開設される若衆宿は、特定の建物が存在しない臨時的な宿で、祭礼準備宿の機能を持つ。また宿は、公設と私設に大別され存在した。

若衆宿の歴史について、創始者から述べていくと井筒屋半之丞(1745-1827)が帰郷した経緯から推測し、おそらく文化年間に半之丞宿が誕生したとされている。若衆組に組織体として責任者と規約が出来たのが、文化5(1808)年である⁽⁸⁾。半之丞宿が誕生したのち、西宿・中宿・南宿が誕生した。浦の若衆たちが所属する宿は、特定の建物を持たず祭りの際に開設されるこれら臨時宿で、四宿と呼ばれた。『室戸市史 下巻』では、四宿を「祭礼行事を担当することから規約を持ち自律的な組織へと変化を遂げ、村の中心的な集団へと成長していった⁽⁹⁾」と、村にとって重要な集団であったと評価している。

町内の若者が担当する佐喜浜八幡宮大祭における祭礼行事は、部落や宿ごとに役割が確立していた⁽¹⁰⁾。郷の若者は神輿かきを担当し、浦の四宿の若衆は、俄や「獅子・お船・船唄・鳥毛」の役割を仰せつかる。各宿が担当する芸能が決められており、獅子は中宿以外の者が扱うことはできない。一方俄は、四宿すべてがその年の出来事を踏まえ披露した。『高知の研究 第6巻方言・民俗篇』には、「台本は毎年才覚のある年長の青年が世界や日本、佐喜ノ浜でこの一年あったことを題材に、二本つくる」とある。内容は、その年の流行や時事問題が多く、庶民の立場から鋭く風刺することを特徴とする。この地域の俄では、歴代の台本を残しており、時事ネタや実在する男女間の出来事を取り上げたものを多数記録している⁽¹¹⁾。例えば、昭和12年から19年頃までは全宿の主題が戦争であり、昭和21年台本265「日本再建」や昭和39年台本350「東京オリンピック」など、台本に書かれていることは、脚色もするだろうが概ね事実に基づいていると推察できる。よって、台本を分析すると各時代の結婚事情もわかるのである。

松野は、浦に存在する氏神祭礼を司るための臨時的な宿の機能と宿入りについて、「これら

は寝宿ではなく氏神八幡宮の神祭準備のためのものであると同時に、宿入りによって浦人としての資格を取得し、地先漁業権が与えられるものである」〔松野 1976 31-34〕とした。佐藤は、地先漁業権以外に山林の入会権も浦の財産⁽¹²⁾と言及していることから、宿入りは浦で生きる者の通過儀礼であることがわかる。地先漁業権は、浦人の生業上の特権として船主の資格ともなり、明治後期の漁業組合や昭和初年の大敷組合結成の際には、組合員資格として一戸一株制の大敷株を所有する権利となった。つまり浦に生まれた若衆は、村で生きていく上で欠かせない生業上の権利を、宿入りによって得ていたのである。

表1 「佐喜浜町の若衆・若衆宿に関する事例研究—江戸から昭和⁽¹³⁾」

	明治時代とそれ以前	大正時代	昭和時代
宿入年齢	江戸時代 1801 年：15 歳 8/14 の晩「宵宮」（本祭前）	大正末：出稼ぎ後 基本数え 15 歳	
宿抜き	江戸・明治：結婚を機に	結婚を機に、28 歳・30 歳	
作法	公：(1771 年～大正～昭和 30 年代まで) 帳方による「附届」→「入宿届」を使者が他宿で読み上げ→長老が承認→使者が自宿にて報告（使者の挨拶・ハレの口上・態度・大切）「宿抜き三年」…御礼奉公 兄若衆（27 歳・29 歳）としての奉仕期間 私：正月に米・酒持参で挨拶 正月 2 日に初泊まり（宿入り）		
人数 四宿計	毎年：2~29 名 合計：117 名	毎年：4~17 名 合計：172 名	毎年：9~27 名 合計：540 名
生活 (平日)	公：常設ではないので無 私：万一の海難に備える 雑用をこなす 両宿共に：夜這い・嫁カタギ（大正期まで）		
生活 (祭)	浦地区のみ：行事「①獅子・②お船・船唄・鳥毛」③俄（台本・役者）一夜漬け ①中宿のみ、②南宿と西宿は御行列の持ち役、③四宿すべて 郷地区のみ：神事、神輿かき 両地区共に：その他、盆踊り・芝居に参画		
機能 (表向き)	公：佐喜浜八幡宮神祭（役割：宿で確定、俄奉納）・愛宕神社（芝居奉納）・盆踊り 両：海難事故・船積み（なだ積み木材・木炭）非常時の加勢 私：家の行事、商売参加		
機能 (実際)	公：鍛錬場（話者の語りのまま使用） 私：娯楽場・男女交際場・親睦場・空き部屋を提供する地元有志の裁量で成立		
制裁	「はびく」…文化 5 年より若衆制度に反した者は、絶交・村八分処分 個人のみならず一家を対象 未成年の場合「退宿」（昭和 30 年頃まで）		
場所	公：秋祭りトーヤの民家 私：地元有志宅（船持ち）	公：青年倶楽部 私：風呂屋（飲食店）	公：青年会館 私：伯母の家など
役づけ	公：「若者組」…浦の通過儀礼・年齢序列階級制 私：「若者仲間」…仲間集団の自由意志		

つぎに、浦に生まれた若者の通過儀礼である宿入りの規約について言及する。年齢は原則 15 歳からと決められており、八幡大祭の前に宿入りしなければならず、これは浦に住居する限り絶対であった。宿入りは「地下のしきたり」〔佐藤 2002 369〕であり、宿入りしなければ絶交処分となった〔佐藤 1999 137〕。この処分は、若者個人のみでなく家族にまでおよび、村八分になるほど重いものであった。

宿入りの方法は、所属宿の使者（兄若）が各宿に付届をするに始まる。その口上は、一字一句の間違ひも許されないよう、それら手順の詳細を表1の項目「作法」で記す。これら、宿入りの資格や規約また作法などから佐喜浜町の若衆は、浦人としての権利を得て一人前になるために、試練の日々を重ねたといえる。

かわって浦に存在した若衆に関して特徴的な事柄は、公設宿に対し私設宿が存在したことである。①四宿は、祭りの伝承を主軸とする公設宿を意味する。公設宿は、集う主要な目的が生業を基軸とせず俄や奉納芝居を中核に据えた集団である。公設宿に対して私設宿は、②有力者が所有する個人宅（廻船問屋が多い）に若者を無賃で住ませ、非常時や繁忙期に仕事を手伝わせることを慣習としていた宿や、③「若衆宿」「遊び宿」「泊り宿」と呼ばれる仲間同士が同宿する遊び宿の性格を持つ仲間宿に集う婚姻統制機能を帯びるもの、に大別される〔佐藤1970 佐藤2002〕。整理すると、①公設の四宿、私設の②有力者による若衆宿（有力者の破産により大正末期に消滅）③遊び宿の3種類となる。公設宿に対して私設宿に関する文献は少なく、双方に属する若衆の記載は乏しいが、メンバーは重複している場合があったといえる。

公設宿（公：）と私設宿（私：）は、場所や機能また役割など異なる要素の方が多い。一方で、共通点（両・両宿：）は、非常時における加勢の役割を担っていたことや、大正期までは「夜這い」や「嫁カタギ」の習俗が存在し、それ以降も男女の出逢いから結婚までに関わることであった。

公設宿や私設宿と生業との関連を整理すると、①公的な若衆宿は祭りを司ることを主軸にする臨時宿という特性からハレの日に限定されていることにより、その役割と生業とは無関係だと捉えられるが、宿入りによって漁業権や入会権つまり村の成員権が得られることから、家や家業との関わりがある。③は、遊び宿の要素が強い事からここでの分析は割愛する。

②私的な若衆宿は民家の空いている部屋を若衆（泊り若衆）に提供したものである。松野は私設若衆宿の特徴を「泊まり宿は娘のいる広い家に限られており、普段はただ寝泊まりするだけだが、四季の紋日には家族並に扱われ、吉弔葬祭には率先して手伝いをした。又、船積みや海難事故でいざという時には、船持ちの親方の頼りになる存在であった」とした〔松野1977 197〕。これらの慣行は、私的な宿を使用させてもらっている若衆らの役割であり、実際には泊り宿の商売を手伝うこともあるので、副業の意味で生業と関わっていると捉えられる。

「俄聞書」によると、当時の港の規模では大船の入港が困難なため、木材を帆前船まで若衆らが運ぶ「なだ積み」が行われていた〔佐藤2002 1262〕。この役目は公私宿共に与えられ、俄と同様に村内における若衆の立場の向上つまり若衆の権限に繋がった。この重労働を担うことによって若衆たちは、村内における権限を与えられたので、齒に衣着せずものが言えた。したがって、有力者の悪事を鋭い風刺を効かせ俄の題材にしても、当事者は若衆らに文句をつけられなかったのである⁽¹⁴⁾。村の若衆に共同体の仕事として課せられていたこの役割は、若者組の機能の類別の一つとされていた村仕事〔平山1988 128〕の範疇であるが、なだ積みを全う

し祭を司ることで若衆が立場を上げられた事実は、この地域の特徴であるといえる。生業の視点から言及すると、「なだ積み」は若衆にとって生業ではなく、あくまでも共同体を補佐する役割で皆各々の本業をもっていた。ゆえに、寝宿を常設宿として親方について漁業に従事する漁村における若衆と比較すると、この地域の私設宿はもとより公設宿の組織自体が本業の生業と直結していたとは捉えがたい。

公設宿として位置づけられていた四宿の行方について言及すると、近世からの歴史ある若衆宿が崩壊し、4つの宿が一本化されたのが昭和42（1967）年である。それまでの四宿が「浦宿」となり、各宿が新作の俄を年間最低2本合計8本披露し競ってきたのが1宿2本⁽¹⁵⁾と大幅縮小したが、消滅は逃れた。佐藤は、この一本化を「獅子と俄という宿行事の中心の芸能を存続させるための措置」と指摘した〔佐藤1999 137〕。その後も「佐喜浜八幡宮大祭」への獅子と俄の奉納は、経験者で後進の指導にあたっている後継者ら（昭和40-52年生）による俄存続のための策「こども俄⁽¹⁶⁾」によって、新たに後継者が育つ道筋が作られた。

一方、愛宕神社の祭りは毎年開催されているが奉納芝居は近年見られない⁽¹⁷⁾。「青年会は前近代からの中心行事であった「愛宕さん奉納芝居」の存続不可能から解散した⁽¹⁸⁾」とあるように、奉納芝居が途絶えた後1987（昭62）年に浦青年会が解散した。柳谷征志氏⁽¹⁹⁾と谷川岩男氏は、青年会として奉納芝居の継続が困難になった理由を、若者らの県外流出による継承困難などとし、「俄は神のこと、祀り事やから続くが、愛宕さんは（それと比較すると）一段下がる。佐喜浜八幡宮は町民全員の神、愛宕神社は浦の神だから。」と、佐喜浜人としてのアイデンティティが窺える意見を述べた。この意見から、浦に住む者らにとって青年会として披露する芝居よりも宿の役割である八幡宮大祭の祭礼行事の方が比重が大きいと推察できる。さらには、現在においても俄と獅子の奉納は、浦に住む限り絶対的なものであるといえる。

4. 若衆の役割——婚姻への関与——

本章では、浦の若衆の婚姻への関与について、「出逢い」・「結婚まで」・「結婚当日」の3段階でどのように関わっていくのか、またその程度を明確にする。

まず「出逢い」について、町内では年間行事である祭りにおいて男女の出逢いが多く、その中核は佐喜浜八幡宮大祭や愛宕神社への奉納芝居また村芝居であった。俄の奉納は、若衆（男だけ）の務めであるので、女性は参加できない。よって女性は、観客として祭りに参加するのである。女性らは観客だけでなく、祭の準備段階で若衆組から指名されたごく限られた家の娘が、若衆の手伝いをすることもあった。

佐喜浜では古くから村芝居が行われていた。幕末文久の頃、村芝居で出逢った男女が周りの力を借りて結婚に至ったという恋物語が実在した。村芝居の役者（浦の若衆）と娘が恋に落ち、親に反対されるが屈しない。そこで町の有志の力を借り、めでたく結ばれたという実話で

ある。その年の秋の俄に、この色恋騒動が大新版として仕組まれたようだ〔松野 1977 192-193〕。つぎに男女の「出逢い」が認められる例を、「俄聞書」から抜粋する。

佐喜浜では、結ばれるまでの過程に神祭がある。八幡宮大祭の際、娘たちは「お祭号」という着物を揃え、その時に男性の親に見初められる。次に愛宕神社への奉納芝居で、青年が娘の親に見られるのである。衣装の着付けや化粧を娘たちにやってもらうことで、出逢いのチャンスが生まれた〔佐藤 2002 1273〕。

このように町内では、一年を通して開催される祭りにおいて、双方の親が我が子の未来の配偶者となりうる者を見定める習慣があった。「お祭号」という着物の存在が、祭りが男女の貴重な「出逢い」の場であったことを物語っている。

つぎに、結ばれたい男女が結婚を許してもらうまで若衆らがどのように関与するかについて、「結婚まで」の若衆の働きを述べる。まず、土佐の婚姻に関する先行研究から、若衆の役割を明らかにする。坂本正夫が定義した土佐の3つの婚姻形態⁽²⁰⁾①「奉公分の嫁」②「イキゾメ」③「女房カタギ」の中で、若衆の手を借りて実行に移すのは③であり、ここに若衆の婚姻への関与が認められる。男女の結婚までの習俗③「女房カタギ」に関しては、実際に佐喜浜で行われた事実がわかる文献が2つ存在する。1つ目は「俄聞書」にある、相思相愛の二人が親の反対を受け若衆たちが嫁を盗んだ実話「嫁かたぎ」である。

娘側の若衆は、娘を蔵へ閉じ込め待機する。一方、盗む側の若衆は、担ぐ際の合図とともに、相手若衆と対立する。騒動の後始末は、若衆の代表同士が話を付け、一杯交わして事が運ぶ。こういった習俗も、大正年代までであったと⁽²¹⁾。

結婚までの習俗である「嫁かたぎ」に若衆が関与していたのは大正時代のことであり、これらは男女が結婚するまで若衆らが間に入って力を尽くす事実であった。2つ目は、小堀春樹本人の、若衆としての体験談である。

私が一六七の時、若連中であった責任上その一隊へ加えられて、最後の使（ツケトドケ）をやった事があった。つまり黙ってぬすむのではなくて「アナタの所の娘は誰々がぬすんだ、この事を知らす」という意味で、つまり礼儀の正しいぬすみ方である。そういう事を言う役目を命ぜられて四、五人でそれをぬすまれた家の主人に言ったところ「何ッ」と言いさま、立ちあがったので暗黒の夜、山田のグロを飛び下り飛び下り、四五人がどうして逃げたかわからぬ程、恐ろしかった記憶がある〔小堀 1930 89-90〕。

小堀氏の実体験からわかるように、嫁を盗んだ事実を告げることを「ツケトドケ」と言い、この習俗は若衆の役目であったことがわかる。佐喜浜の若衆は、男女の「結婚まで」にも深く関与し重要な役割を果たしていたことが窺える。

かわって、「結婚当日」の若衆の役割を述べていく。若衆の当日の役目は、花嫁道中の荷持ちとして「荷宰領」があった。「俄聞書」によると、結婚当日の習俗は役割が分担されており、荷宰領は兄若衆が、荷かきは若衆が務めるのが習わしである。嫁の荷物と目録を持つ役目である荷宰領・荷かきは、道中、荷宰領の才覚で伊勢音頭を歌いながら荷物を担ぎ、見物客に振る舞い酒をし、祝いの雰囲気を作った。到着後婿家での宴では、式三番⁽²²⁾のトリを務めるが、これは現在でも受け継がれている。

荷宰領の役割について、石川登良雄氏⁽²³⁾にその経験を聞くことができた。彼は人生で3度荷宰領を経験し、女性用の長襦袢を着て白粉をつけ花嫁道中を盛り上げたようだ。石川氏が最後に荷宰領を行ったのは「平成になる直前、あるいは平成になってすぐの頃だった」と、語ってくれた。よって、佐喜浜町では昭和末期まで荷宰領の習俗が続いたことが明らかになり、現在でもめでたい席では式三番が披露されている。この聞き取りから、佐喜浜の若衆は、婚礼当日にも関わりを見せることが明らかになり、彼らの労力が重要であったことがわかる。

四宿が「浦宿」として一本化され青年会活動が活発になった昭和40年代の男女間の結婚について、宿や青年団に属していた者らの婚姻のお世話を複数回した経験がある柳谷氏に聞き取りができた。昭和12（1937）年生で昭和34（1959）年に宿入した柳谷氏より少し年上、昭和5-6（1930-31）年生で昭和24（1949）年頃までに宿入した人の中で、4組ほどが結婚した。表2は、柳谷氏がその事例を側で見たりお世話をした際に、慣例とされていた恋愛から結婚までの流れを実態としてまとめたものである。

表2 「佐喜浜町の浦宿や青年会の恋愛結婚事情」

恋愛や結婚の進展具合	兄若衆や年長者の対応や浦の慣習
気になる異性がある場合	兄若衆が間に入りその想いを伝える
相思相愛の場合	結婚の可能性がある場合は、年長者や夫婦が間に入り両家両親に話をしに行く
可能性がない場合	1. 別の相手にしろとアドバイスをする。2. それでも好き同士の場合は嫁かたぎをする。3. かけおちをする。これは男女ともに家族や村を捨て、全く新しい土地へ所帯を移し生活する意（戦後もみられた）
可能性はあるが親が渋る場合	恋愛期間が長引く。狭い町なので噂になるのを避け、入籍はすぐしない。結婚式を行って1週間後の入籍が通常

若衆組は男性のみで組織されるが、後進の青年会は女性も参加できた。戦後、青年会には35、6人が在籍し、その内の1/3が女性であった。浦の男女は、青年会等の集いや町の行事の際に出逢う機会に恵まれ、人からの紹介で出逢う場合もありさらには結婚に至る例もあった。

佐喜浜では、男女が結ばれるまでの出逢いの場面に若衆らは関わりを持つ。出逢い以降結婚

までの過程では、好き同士であれば「見合いをするか」と介入し、親から結婚を許されない場合は話をつけにいくなど、男女が結ばれるまでに直接的に関与していたことが立証できた。

5. 聞き取り結果「自由婚」事例分析——「連合青年団」資料を基に——

本研究では、室戸市佐喜浜町浦在住者である話者への聞き取り結果14事例を得られた。それらの内訳は、「嫁入婚」を基本とした上で、「養子婚」に該当したのは2件、配偶者選択の自由のある「自由婚」に該当したのは4件であった。この地域の特徴的な婚姻形態は「自由婚」で、それらが盛んであったといえる。本章では「自由婚」に該当した4事例を抜粋し、当事者の後輩にあたる者らが所属した佐喜浜町連合青年団の資料や先輩が作成した俄台本より、浦の若者らの恋愛観や結婚観を明らかにする。

【事例-7・8】北町T家は、父母と祖父母が自由婚（戦後すぐと明治末期か大正初期）

【事例-11】北町Y家は、兄と兄嫁が自由婚（昭和29年）

【事例-14】根丸⁽²⁴⁾M家は、妹と妹夫が自由婚（昭和49年）

これらの事例で、戦前の「自由婚」は1件で、戦後の「自由婚」は3件である。

【事例-7北町T家】話者I.T氏（昭和32年生）。I.T氏の父（大正4年生）は独身時代、魚屋を営むかたわら大敷での勤めもしていた。隣町の椎名大敷に通っていたことから妻と出逢う。妻の地元で出逢った仲なので、妻方の父に気に入られ妻の実家に足入れをした可能性を問うと、そのような事実はなかった。戦後すぐに見合いをした。2人の出逢いは、結婚を前提とした他者からの紹介ではなかったことから、配偶者選択の自由があったといえる。この見合いは、すでに当事者や家の者同士らの話し合いが出来た上で実施された、形式的なもので、仲人らがすべてお膳立てをする婚姻とは異なった。

【事例-8北町T家】I.T氏の祖父（明治22生）の2度の結婚は、「嫁入婚」であった。時代が古く詳細を得ることが出来なかったが、後妻との出逢いのエピソードから「自由婚」であったことがわかった。後妻は、四国八十八ヶ所遍路の旅をしていた際に祖父と出逢ったことによりT家に嫁いだ。明治末期あるいは大正初期に自由恋愛の末、結ばれた結婚だといえる。

【事例-11 Y家】話者Y.Y氏（昭和20年生）。Y.Y氏の兄夫婦（昭和5年生・昭和5年生）の結婚は、兄嫁が仕事で近所に訪れる兄を見初め、兄嫁が自身の親に頼み込んで結婚できた経緯から「自由婚」に該当する。一目惚れした相手との結婚を認めてもらえたことは、配偶者選択の自由の最たる事例である。兄嫁側の父も、よく働く青年だと気に入ったことから、Y.Y氏の父にも承諾を得て話が進んだ。

【事例-14】話者T.M氏（昭和20年生）。T.M氏の妹（昭和23年生）の結婚は、幼馴染み

同士であった。結婚相手は T.M 氏の同級生で、家も前同士の馴染みである。T.M 氏妹は、大阪で美容師として 10 年程勤務し、結婚相手も独身時代は地元を離れて仕事をしていた。しかし近所のおじ達の間で勝手に話が盛り上がり、結婚に至った。T.M 氏妹は、結婚の話を電話で聞いて帰郷したようだ。「どうしてすんなり受け入れたのか」と質問したところ、「それが自然の流れだと受け止めるのが当たり前の時代だったので違和感もなく当然のことだと思い、受け入れた」と語ってくれた。この事例は、近所の者らが仲人となったことをきっかけとして結ばれたので「自由婚」には該当しないと思われがちだが、すんなり受け入れたエピソードから元々幼馴染同士であった二人に配偶者選択の自由が全くなかったとは言えない。違和感がないのは、二人がなじみであるからであり、最終的には当事者の意思で結婚を決定したとされる。

以上が、浦で「自由婚」に該当した事例であった。このような「自由婚」が叶う風土とは、どのようなものなのか。追加調査で、その問いを解決する一要素となる佐喜浜町連合青年団（昭和 22 年 7 月 13 日結成）の資料『室戸市佐喜浜町連合青年団 第 1 回共励会⁽²⁵⁾』が、みつかった。

浦を含めた町内の青年らで構成される連合青年団が、昭和 34（1959）年に佐喜浜小学校で開催した分科会の資料には、当時の独身男女らが考えていた恋愛観や結婚観などについて話し合った記録が残されていた。共励会の参加者は、年齢や所属青年団を混合させ 4 つの分科会とした上で、議論を重ねた。議題は、各分科会によって異なっていたが共通論題は、自由恋愛から結婚へと発展する形を理想とすること、また結婚式の簡素化であった。

昭和 34 年の一大ニュースは、皇太子と正田美智子氏のご成婚であった。民間から初めての皇室入りとなった美智子氏と当時の皇太子は恋愛結婚とされ、ミッチーブームという社会現象を起こした。共励会の日程 7 月 11 日～12 日からわかることは、おそらくご成婚の影響を受けた若者らが恋愛や結婚について議論したということだ。

第一分科会は、恋愛結婚と見合結婚について議論し「恋愛結婚に期待するのは現在の青年としては当然である」としながら、家重視あるいは周囲の意見が強く反映される部落（農家と記載していることから浦以外の意見と想定）においては、まだ理想的な状態でないとしている。さらに「職業によって一定の収入を得ることが重要で、現在の状態では、私たち青年は結婚もできない」との意見もあり、男女共に安定した収入を得ることが結婚への道であるとした。

第二分科会の Q1「理想とする結婚相手」は、男性の人数が多かったことを考慮しても男性側の要望が多く、女性側はどうしても譲れない条件を述べているように思う。男性から女性への要望として「共稼ぎ」が上がっていることは、男性側に女性に対する許容があり柔軟性があったことが窺える。Q2「結婚と恋愛をどう考えるか」については、恋愛や友情から結婚へと発展することを理想としていたことがわかる。「百姓で舅がある場合、結婚できにくいので別居するのが理想」については、町内では隠居別居慣行が盛んでないが、それが望ましいと示唆している意見である。

表3 「佐喜浜町連合青年団 第1回共励会 分科会における議論内容」

分科会	議題	意見	結論または解決意見
第一	結婚と云えば、恋愛結婚か見合結婚か	本人より家を重視する或は周囲の意見が強く働く事は否定できない・近頃はある程度本人の意思が通る事があるが理想までには相当の努力が必要・恋愛結婚に期待するのは現代の青年としては当然・正しい恋愛感情と行動が重要	結婚以外に農家にしても行事でも人の問題は自分の問題という態度が必要。佐喜浜では住民の協力態勢が必要
第二	Q1 理想とする結婚相手 Q2 結婚と恋愛をどう考える	A1 男性側：家庭的・しとやか・良き話し相手・青年団活動活発・父母を大切に・健康で明朗・共稼ぎ女性側：思いやり理解のある・生活力があり経済力が安定している A2 恋愛しているうちに結婚しようと思うように・結婚を前提とした恋愛・沢山交際をしその中から選ぶ・友情から芽生える・恋愛すれば仕事にはりが出るが苦しみも半分・結婚まで一線を越さない事は大事・本人が貞操を問題としてなくても社会が許さない	労働力が不平等であるので平等にする。百姓で舅がある場合、結婚できにくいので別居するのが理想
第三	女性の悩み、地位の向上について	職業の範囲が少ないことによって一家に対し劣等感を感じる・決まった職業が無いがゆえに結婚適齢期が来ると言うに言えない悩みが生じる・こういう時、職業をもっておいた方が劣等感も解決できるのではないか	料理講習会などの活動の活発化により生活の合理化に繋がる。あらゆる職場に対する女性進出が先決
第四	Q1 簡単に有意義な結婚式を青年の手で作上げる Q2 恋愛問題	A1 現状の結婚式は資金面で家庭が苦しむ・結納金問題：現在5万円その他費用を合わせると莫大、家庭が借金して結婚資金をつくらねばならない。自分で用意すると月千円貯金しても数年かかる・昔からの習慣は深く家庭に入り込んでおり困難 A2 責任ある恋愛すなわち結婚を前提とした考えを持つ者は、相手ができても経済が伴わなければ無理、経済が伴うまで恋愛不可能・青年ともなれば女性を好きになる気持ちは持っている、本能に従い気持ちを打ち明け恋愛できればよいが、出来ない人もいる	誰しも金額のかからない結婚式を望んでいるが、実用化しない。青年内では、男性は割り切っているが女性は家庭との繋がりが密で割り切りにくい。市議会にかけ市を挙げての運動にする

第三分科会は、女性に特化した議論がなされたようだ。女性の職業範囲の少なさによって、家内における劣等感があることについて言及した。第二分科会の結論「労働力を平等にしてい」にもあったように、当時の社会における女性の地位の低さが窺える意見であり、それらを改善していくことが今後の社会における生きやすさにも繋がるとしている。

第四分科会では、結納金や結婚準備金に関する意見が得られた。A1「現状の結婚式は資金面で家庭が苦しむ。結納金問題は、現在全体的に5万円その他費用を合わせると莫大、家庭が借金してでも結婚資金をつくらねばならない。自分で用意すると月千円貯金しても年間1万2千円となり数年かかる。昔からの習慣は深く家庭に入り込んでいるため困難。」から、昭和30年代当時の佐喜浜町における結納金は平均5万円（当時の公務員の初任給の約6倍）であったといえる。さらに、結婚はその他の費用も掛かり相当家計に負担があったことが分かる意見だった。また「経済が伴うまで恋愛不可能」とまで言及するほどに、経済的に自立することが一

人前になる近道であると、自分たちに言い聞かせているようであった。青年らは、現状を打破するため市議会へ上げ市の運動とすることによって、式の簡素化実現の策とした。換言すると、結婚の費用が掛かりすぎないのであれば結婚への道りは近いのかもしれないと考察しているようである。また、市を挙げての運動にしようとする強気の策に出ることからも、結婚願望は強くとりわけ自由恋愛から結婚への進展を望んでいたといえる。

以上4つの分科会では、独身男女が自分たちの将来について議論していたことが分かり、青年らの実直な意見から、当時の佐喜浜の経済状況の一部や若者の家や世間に対する葛藤また結婚への希望などが明らかになった。

かわって、分科会の参加者らより先輩にあたる大正11（1922）年生の江田氏が手掛けた俄の台本から、当時の佐喜浜町における恋愛や結婚に対する願望や流行を読み解く。

昭和22（1947）年台本272「結婚問答⁽²⁶⁾」には、最近の結婚は派手で出費がかさむという世相を元に、戦地から帰ってきた息子に「結婚費用はざっと3万円位必要で、今働いて貯めてもまだまだ待たないといけない」と言い聞かせるセリフがある。

さらに、他宿が同時期に書いた台本269「自由結婚⁽²⁷⁾」は「叔父に育てられた娘が許婚を決められ、我慢できず東京へ旅立つ。久しぶりに帰郷しても同じ相手との結婚を強要させられ、娘は、今は自由恋愛結婚の世の中だ！とうたえる」という内容で、台本275⁽²⁸⁾は「娘が母親と祭りで婿選びをし、望む相手との結婚のため母を説得する」といった内容である。このことから、戦後直後の価値観や思想が変化した時期に、自由恋愛が流行の先端になろうとしていたことが窺える。以上の事柄から、佐喜浜では戦後直ぐの頃にも、自由恋愛に対しての許容があったといえる。

恋愛が成就して結婚に至るには、配偶者選択の自由が認められる土壌がなければならない。その土壌は江田氏が青年だった時代にも存在していたであろうが、江田氏以降の若者ら分科会への参加者が「自由恋愛によって結婚にいたるのがよい」としている意見から、土壌が確実に耕されたことがわかる。つまり、もともと自由気質な風土である佐喜浜では、時代が下ることによってさらに自由恋愛への解放が進んだといえる。筆者は、昭和30年の若者らがこのような思考になった理由を、以下と分析する。大正11年生まれの江田氏の時代以前から、祭りを司る浦の若衆には権限があり、それを認める風土があった。権限を持つことを当たり前とする風土で育った若衆らは、婚姻に関与することを当たり前とし、その習俗が長きに渡り定着したことで、のちの若者らの自由恋愛への解放にも影響を与えたのであろう。

6. むすびに——浦の若衆と婚姻——

最終章では、これまでの先行研究で指摘されている若衆・若衆宿の特徴や、婚姻研究を総括した八木透の類型を踏まえて、浦の若衆や婚姻事例を考察し、この地域の特徴を明確にする。

天野武が言及している若者仲間が発達する年齢階梯制村落の若者組⁽²⁹⁾と、浦の若衆組を比較すると、類似する部分が多い。とくに宿入りによって漁業権が得られる点は、生業と緩やかに結びついていると言えるだろう。しかし、若衆が宿親の仕事の一切を担うような地域と比較すると、浦の若衆組は必ずしも生業と直結しているわけではない。本研究では、祭の伝承を最たる目的とした組織における若衆が、権限を持ち婚姻に関与できることを明らかにした。これは、浦の地域性といえる。

さらには、若衆の最も重要な役割の相違から権限の有無が生まれることにも注目し、権限の強さが若衆の役割の一つである婚姻への関与の程度にも関係してくることを明確にした。浦の若衆は、「出逢い」「結婚まで」「結婚当日」の3段階すべてに関与する。「出逢い」は、祭りの場で主役となる若衆と観客である娘との出逢いが認められ、祭りが双方の親による婿嫁候補の見定め場になっていた。大正期までは男女の「結婚まで」に若衆による「嫁カタギ」が認められ、時代が下っても青年会の仲間が結婚にむけて尽力する実態が明確になった。大間知篤三は、この習俗について「若者仲間が婚姻の成立に大きな関係を持っていたことを物語る」〔大間知1975 309〕とした。「嫁カタギ」が存在した事は、この地域が古くから配偶者選択の自由があることを良しとする風土にあったことを明確にする証拠である。「結婚当日」は、若衆による荷持ちの役目「荷宰領」や婿家の儀礼で披露する「式三番」など、複数の若衆が重要な役割を担っていたことを指摘した。大間知は、婿や嫁に付き添う慣行を挙げ「もとはその婚姻を成立せしめたるために活躍した若者たちが、当然のつとめとして婚礼につらならなければならなかった⁽³⁰⁾」と言及し、同伴者が数人である場合は、婚姻の成立に尽力した若者仲間の力の大きさを示すものとした。大間知の考察から言えることは、佐喜浜の「荷宰領」は婚姻における若衆の力つまり村内における若衆の権限の現れである。

他方で、若衆の権限の有無は、若衆の最も重要な役割や宿加入により得られる権利の有無だけでなく、村内における家意識の強弱が関わりを持つことを指摘する。宿全盛の時代より下の事例であるが個に注目すると、この地域の未婚男性は、好きな相手ができただけに表2で述べた通りまず兄若に相談し、間を取り持ってもらったこともあった。家を継ぐための婚姻と考えるより、好きな相手と添い遂げたい願望がある。村落レベルで考察すると、家意識の強さより若衆の権限が勝ることで若衆は男女の婚姻にも関与できた、と指摘できる。調査対象地の若衆と婚姻事例を分析し、村内における家意識の強弱と若衆の権限に相関性があることで、若衆が婚姻に関与するか否かが明確になることを理解した。

かわって、八木「婚姻の構造と婚姻類型論」〔八木2001 43-55〕との対応関係を考察する。事例数は「嫁入婚」が最多とした上で、次に多かった浦の婚姻事例は、八木の9類型「②変則型嫁入婚」と「④別世帯型嫁入婚」の大部分に該当し、「自由婚」を特徴とした。さらに9類型の指標を基に分析すると、「婚出者」は女性、「相手選び」は当人同士の自由意思、「段階と儀礼」は開始儀礼と共に嫁が引移り盛大な披露、が完全に該当した。「婚舎」は、「②宴当日か

ら婿家に住む」場合と「④新たな場所に住む」2つの類型に該当し、それに準じて「隠居慣行の有無」も同様であった。浦の特徴として、商売を営む家が多いことから同居を当たり前とする婚姻も見られ、そのような家は隠居時期も明確でない。「②宴当日から婿家に住む」慣行は、「②変則型嫁入婚」の同居型に該当し、親子二世代の夫婦が同居を避けようとする厳格な意識は見られず「①一般型嫁入婚」と比較すると、嫁の自由がある程度保証されている部分に対応関係にあった。一方「④新たな場所に住む」場合は、浦で商売をしていない家へ嫁いだ事例（昭和45年結婚）であった。この事例は、結婚が決まってからすぐ婿母は借家を探し一人暮らしをした。八木は「④別世帯型嫁入婚」を、現在の一般的婚姻を含む昭和以後一般化した都市型の婚姻形態とした⁽³¹⁾。前述の事例は、まさに現在の都市型の婚姻形態であった。「婚出者の生家依存度」に関しては、どちらかといえば④「別世帯型嫁入婚」の流動的かつ不規則に該当するが、浦では比較的生家に依存しない傾向が強い。

つぎに、特徴的な婚姻結果である「自由婚」について考察する。これまでの先行研究は、相手選びの際に配偶者選択の自由があるか否かにまで踏み込んだ実態を明らかにしていなかった。そこで本研究では、婚姻の最終的な決定権を当事者たちが有する婚姻を「自由婚」と定義した上で分析した結果、佐喜浜町は「自由婚」に該当した。この結果は、2016年度の調査で得られていたが、一調査対象地のみでの考察では結論としていえることはわずかであった。そこで、他の地域を調査することによりさらなる研究課題を得た。それは、「自由婚」を生む土壌はいかなるものであるか、佐喜浜町の歴史的な社会背景や見落とししている要因があるのではないか、という問いである。

浦に残る戦前はもとより戦後すぐの俄の台本やその作者の語りを分析すると、比較的早い段階から村内に自由恋愛に対する許容があったことが明らかになった。これは、この地域の若者を現代社会の視点から遡り捉えると、自由恋愛に対する意識の解放が早かったことを意味する。つまり、大正期から自由恋愛が許容される土壌の上で、それらがのちに恋愛結婚へと発展することを良しとする意識の高まりがみられ、「自由婚」が特徴的な地域となった。このような風土であると、子孫らの婚姻も「自由婚」に該当する事例が多いことは必然ともいえる。

町内の若者による昭和34年の議論をまとめた資料『室戸市佐喜浜町連合青年団 第1回共励会』から考察できるのは、浦がなぜ自由恋愛に対する意識の解放が早かったのか、である。まずこの時代に、47名の男女が集まり分科会で恋愛観や結婚観について自由に意見を出しあえた事実は、自由恋愛などを許容していた社会の枠内の行事であったからと推察する。さらに表3項目「理想の女性・理想とする結婚相手」に対する回答を抜粋すると、「家庭的」もあるが「共稼ぎ」や「青年活動活発」という意見がでた。高知県下における同時代の青年会では、まだ女性の加入が認められていなかった地域も存在しており、おそらくそのような地域における同様な質問に対する回答は、保守的で男性に付随するのが女性といった意を含んでいると推察できる。この地域の連合青年団からは、男女が一緒に歩いていくのが結婚であるといった意を

含む意見が出ている。異性への意識は、男女の性差を認めているが役割分業の線引きは緩やかであり許容があるといえる。

これらを踏まえて佐喜浜町の歴史を遡ると、村内の風土や若者の思考について2点指摘できる。1点目は、青年会として男女共に愛宕さんの奉納芝居に参画した歴史があることで、男女間の性差や役割分業などを特別視しなかったのではないかとということだ。

2点目に、町内の青年らがこのような見解になったのは、かれらの先輩である四宿の時代の若衆らの影響が大きいといえる。宿活動が活発だった時代から若衆らは、通過儀礼として俄を伝承する際に人前で演じる機会が多く、自然と度胸をつけていった。また俄の台本の作者であれば、町内の出来事のみでなく広い視野で世間を眺め時事ネタなどを台本へ反映させなければならぬ。つまり、俄を司る若衆は村内のあらゆる出来事を風刺できる権限を持つことができる。これらの要因も含め浦の若衆は、早熟⁽³²⁾であったといえるだろう。すなわち、若衆が早熟になれるのは村内で権限を持てることを意味するのである。さらには、若衆の早熟さを許容する風土が「自由婚」を育んだといえる。

さらに考察を深め、俄という芸能がこのような若衆を育み「自由婚」を認める風土を生んだと指摘したい。この地域には、若衆宿の長老や兄若をはじめ見物客である住民が、祭りを伝承する若衆を成年として認めてきた歴史がある。ゆえに、若衆を見守る周りが村内における権限を与えてきたのであろう。筆者は、この地域の若衆の権限の強さは、若衆が伝承する芸能が俄であったことが影響していると考えられる。つまりそれは、近場で起こった出来事を風刺できる俄の特性にある。郷土芸能の部類の中でも、俄は演者が言葉を発しオリジナルのネタを地元の者に伝えていく表現そのものを特徴とする。たとえば地域の中に残る芸能が神楽であった場合、若衆は自ら言葉を発して表現はしない。俄は、このような芸能とは表現力が対極にあるのだ。さらには、芸能を見物する地域住民の視点からすると、俄演者となる若衆の個性は際立って映ると想定できる。住民にとって、俄を司る若衆たちは目立つ存在であり、その成長を温かく見守りたい心境になると推察する。よって若衆は、村内で権限が与えられたことと若衆を許容する風土にあって、生活のあらゆる場面で自由に立ち振る舞うことができ、早熟になれたのである。

若衆らの早熟さと祭りの継承により育まれた統率力が、村内の意識を変える要因となり、自由恋愛から結婚へ繋がることを認める風土を形成できたのではないか。これらの要因から室戸市佐喜浜町浦は、配偶者選択の自由がある「自由婚」事例が多い地域となったのである。本研究で得られた成果は、室戸市佐喜浜町浦における特徴的な婚姻「自由婚」の要因を明らかにしたことである。

最後に本研究の課題を挙げると、高知県室戸市佐喜浜町浦と同様に若衆の権限が強い地域での調査が必要である。若衆の最も重要な役割が祭りの伝承とした歴史がある上で、それらが継承されており、さらには伝わる芸能が俄である地域を選定するのが望ましい。つまり、若衆の最も重要な役割が類似している地域と条件を揃えた上で比較すると、婚姻の最終的な決定権を

当事者たちが有する婚姻「自由婚」がより明確になり、さらに指摘できることがみいだせるはずである。

〔注〕

- (1) 室戸市佐喜浜町浦における祭礼行事の伝承を中心とした組織は、時代ごとに「浦若連中・浦若中・若衆・若衆宿」と表記されている。さらに、この地域における呼称は「若衆（ワカイシ・ワカシュウ）」であることから、本研究では「若衆」「若衆組」「若衆宿」と記載する。
- (2) 本研究は、2016年度から2019年度の調査と、2021年の追加調査で得られた結果である。
- (3) 宿の名称が町名と類似することから、町が母体と捉えられやすいが、そうではない〔佐藤2002 327〕。半之丞宿創始者の出身地を中心に、宿がある方角で決まったと推定されている。
- (4) 佐藤恵理「俄聞書」の話者中村喜次郎氏（明治44年生）の語り「（恋愛や結婚で親御さんに反対されることはなかった？）なかったね。好きなもん同士がええじゃないかぐらいのことでね。」〔佐藤2002 1256〕から筆者が考察した。また、本研究の話者（以下の2名）への聞き取りによる。柳谷征志氏（昭和12年生）半之丞宿所属で、佐喜浜八幡宮指定管理者・顧問も務めた。油田徹男氏（昭和19年生）中宿所属で、現在の浦区長。2016年12月7日聞き取り
- (5) 坂本正夫（1976）「室戸市吉良川の分住隠居制」『土佐民俗』29,pp.4-8
- (6) その他の祭りは、第二次世界大戦を境にしてすたれたものが多い〔小堀1930 95〕。2019年現在、前述の祭りに加えて「ドンドヤキ」「虫送り」や盆踊りは継続して開催されている。
- (7) 神事は郷分、行事は浦分の氏子が担当する。昭和59年高知県無形民俗文化財に指定。平成7年国の無形民俗文化財に指定。
- (8) 松野は、「地下若者定書」から「若衆制度の確立は宿の創始と相前後して行われていることが判る」と読み解いている〔松野1977 194-196〕。佐藤守は、浦宿の最初の申し合わせ覚書である1744年「宿申合覚書之事」について言及し、宿入の規約が記載された1801年「四軒之宿若物申合之事」史料を基に、浦宿の特徴を検討している〔佐藤1970 480-481〕。
- (9) 室戸市編集委員会（1989）『室戸市史 下巻』室戸市 p.419
- (10) 浦分と郷分では、若者の役目以外に、大祭当日における境内の棧敷の配置にも差がある。参道に面した両脇に棧敷を構えられるのは浦宿かつての四宿と浦の住民のみで、郷分は浦分の棧敷から通路を隔てた隣にあった。〔佐藤2002 313 附図⑥参照〕
- (11) 明治5年から平成11年までの俄台本（403編）を収めた『室戸市佐喜浜町俄台本集成』には、大正期4本、昭和期は戦前の作品に駆け落ちの話題が多数残されており、戦後の作品は、5本。大正6年夜這いの記載、大正末期による自由恋愛の流行、村内の男女が出逢っていた事実を記載。
- (12) 佐藤恵里（2002）『歌舞伎・俄研究』新典社 p.369
- (13) 出典：佐藤恵里（2002）『歌舞伎・俄研究』新典社 pp.330-546／松野仁（1977）『佐喜浜郷土史』佐喜浜郷土史編纂委員会 pp.194-197／松野仁（1976）「佐喜浜の「宿」と若衆組」『土佐史談』142, 土佐史談会／佐藤守（1970）『近代日本青年団史研究』御茶の水書房 pp.480-481 注：1801年「四軒之宿若物申合之事」史料にそれ以前の記録は5宿とあるが4宿記載の史料情報の人数とした。
- (14) 佐藤恵里（2002）『歌舞伎・俄研究』新典社「俄聞書・江田貫一さんに聞く」「若衆の権限」p.1262 半之丞宿所属・江田貫一氏（大正11年生）談
- (15) 佐藤恵里（2007）「「俄」の現在」『土佐史談』233,pp.131-141. 土佐史談会 p.132
- (16) 2007年頃に誕生。こども俄責任者の高田隼人氏（昭和44年生）は、浦宿の張方や俄の演者経験を持ち台本作成も担当。町外で出張俄などを実施し広報的な役割も果たす。高田氏は、今後若い者らに継いでもらうためには「この土地におったら喜びがある、という実感が要る。自分たちの時代は青年活動（祭りの伝承など）のおかげで暮らしの中に先輩後輩があり、それらが佐喜浜で生きていく上の経験になっている」と、集落のために汗をかき祭りをしているからこそ日常が円滑に運ばれるという実感を知ってもらう必要があることを指摘した。これは、彼が祭りを継承していく過程で

腑に落ちたであろう土地へのアイデンティティであると想定する。また高田氏は、我が子を「こども俄」に挑戦させ、子供たちに俄が定着しはじめている経緯がある。2019年に、高田家の子供たち以外で「こども俄」の経験者から大人俄を継いでくれる子があらわれ、小学校5年生までの子らが「来年もやりたい」と感想を残して終えた。今後この活動が、祭り存続の一助となることを期待したい。2019年12月8日・21日聞き取り

- (17) 本格的な奉納芝居は、谷川岩男氏(昭和32年生・青年会解散後も浦宿の張方を務めた)を最後の青年会長とし、昭和59年に終了した。
- (18) 佐藤恵里(2007)「『俄』の現在」『土佐史談』233,pp.131-141 土佐史談会 p.139
- (19) 柳谷征志氏 2019年12月14日聞き取り
- (20) ①「奉公分の嫁」とは、娘を奉公人として嫁に迎え、親や婿とうまくいけば正式の嫁にするがうまくいかなければ奉公賃を与えて返す婚姻。大間知(1975)は四国の山間部に見られると言及し、桂井(1953)は「試験婚」の典型的な民俗とした。②「イキゾメ」とは、略式の婚姻成立儀礼を婿方で行い(イキゾメ)、当分の間は婿が嫁の家へ妻問いし、やがてヒッコシ(正式の婚姻成立儀礼)するという二段階の儀礼を伴う婚姻。高知県下全域に見られたが、中西部の農山村、特に幡多地方に遅くまで見られた習俗であった。〔坂本1998 44-68〕
- (21) 「俄聞書」の話者江田氏が私的若衆宿に属していた頃、家主の御婆さんから聞いた話である。この習俗は、県下に残る聞き書きによると、男女双方合意の上で行われることも少なくなかった。
- (22) 伊勢音頭のこと。自宅儀礼の場合、全国的にも通例とされている婚礼儀礼は、三々九度を終えてから「謡」に入るが、浦では三々九度後の「謡」を謡と呼ばない。必ず「式三番」と呼び、口頭伝承であることにより地元の者しか歌えない。「俄聞書」の話者江田氏の時代は、嫁家の門出では「一番を身内が、二番を友人が、最後のトリを荷宰領が」取り、婿家では「一番を友人代表が、二番を隣組の代表が、最後のトリは親戚の長老が取る」とされてきた〔佐藤2002 1271-1272〕。現在は「1番は親戚を代表して〇〇、2番は友達を代表して〇〇、3番は…」というように、新郎新婦に近い関係より披露する決まりがある。今でも、佐喜浜の者が地域外で披露宴をおこなう際、乾杯前あるいは余興として必ず披露されており祝宴の伝統となっている。
- (23) 昭和22年生 西宿所属。俄や獅子、奉納芝居にも積極的に参加。2016年12月7日聞き取り
- (24) 根丸は浦区の隣にあり浦ではないという意見もあるが、佐喜浜八幡宮が位置することや、以前は根丸の住民も宿に属していたことから、本研究の話者に相談しこの事例も含むこととした。
- (25) 柳谷征志氏提供 浦宿・浦青年会に属していた若者らは、室戸市佐喜浜町連合青年団にも属していた。参加者は17歳~26歳まで昭和6-17年生で、出身は、段・中尾・中里・浦・尾崎・入木分団所属であり各分科会に浦3、4名その他部落1、2名ずつ分散参加した。内訳は、第一分科会12名(男性6・女性6)、第二分科会12名(男性8・女性4)、第三分科会11名(男性8・女性3)、第四分科会12名(男性7・女性5)であった。「昭和30年代から40年代前半は青年会の盛んと同時に凋落を孕んだ最後の光芒の時代」〔佐藤2002 490〕とあることから、この資料は会が盛んであった時代のものといえる。
- (26) 佐藤恵里(2002)『歌舞伎・俄研究』新典社「資料編・昭和期」pp.1050-1051
- (27) 佐藤恵里(2002)『歌舞伎・俄研究』新典社「資料編・昭和期」pp.1046-1048
- (28) 佐藤恵里(2002)『歌舞伎・俄研究』新典社「資料編・昭和期」pp.1054-1055
- (29) 天野は、若者組の組織構成について①年齢階梯制②加入と脱退③組内部の年齢階層の有無などを指標に挙げ、各地の異同を述べている〔天野1980 44-52〕。
- (30) 大間知篤三(1975)「婚姻の伝承と歴史」『大間知篤三著作集2』未来社 p.307
- (31) 八木透(2001)『婚姻と家族の民俗的構造』吉川弘文館 pp.47-48
- (32) ここで言及する早熟とは、同時代の他の地域の若者と比較して自由があることから、あらゆる事柄への経験値が高く、発言や行動にも自由さが垣間見え、そこに責任が伴うことも自覚している青年を意味する。

〔参考文献〕

- 天野武（1978）『若者組の研究』柏書房
- 天野武（1980）「若者組」『講座 日本の民俗 2 社会構成』有精堂出版 pp.43-59
- 大黒久美子（2019）「土佐の若衆の類型化に関する一考察——宿毛市山奈町と室戸市佐喜浜町の若衆を例として——」『Humanismu』30,pp.1-14
- 大間知篤三（1975）「婚姻の伝承と歴史」『大間知篤三著作集 2』未来社
- 桂井和雄（1953）『土佐の民俗と人権問題』高知縣友愛舎
- 小堀春樹（1930）『佐喜濱村を語る』賢文館
- 坂本正夫（1976）「室戸市吉良川の分住隠居制」『土佐民俗』29,pp.4-8 土佐民俗学会
- 坂本正夫（1998）『土佐の習俗——婚姻と子育て——』高知市文化振興事業団
- 佐藤恵里（1990）「宿入りの芸能——室戸市佐喜浜町「浦若者」の俄」『高知女子大学紀要 人文・社会科学編』38,pp.37-52 高知女子大学
- 佐藤恵里（1995）「俄（にわか）点描」『土佐史談』197,pp.3-9 土佐史談会
- 佐藤恵里（1999）「俄（にわか）の場合」『舞踊學』20,pp.136-138 「シンポジウムわれわれの時代にとって舞踊とは何か 民俗芸能・近代と変化」舞踊学会
- 佐藤恵里（2002）『歌舞伎・俄研究 資料編 室戸市佐喜浜町俄台本集成』新典社
- 佐藤恵里（2007）「「俄」の現在」『土佐史談』233,pp.131-141 土佐史談会
- 佐藤守（1970）『近代日本青年集団史研究』御茶の水書房
- 瀬川清子（1972）『若者と娘をめぐる民俗』未来社
- 竹田旦（1970）『「家」をめぐる民俗研究』弘文堂
- 竹田旦（1974）「隠居」『講座家族 2 家族の構造と機能』弘文堂
- 中野泰（2005）『近代日本の青年宿』吉川弘文館
- 中山太郎（1930）『日本若者史』春陽堂
- 平山和彦（1988）『合本 青年集団史研究序説』新泉社
- 福田朋嘉（1982）『羽織漁師』非売品
- 松野仁（1976）「佐喜浜の「宿」と若衆組」『土佐史談』142 ,pp.31-34 土佐史談会
- 松野仁（1977）『佐喜浜郷土史』佐喜浜郷土史編纂委員会
- 室戸市佐喜浜町連合青年団（1959）『室戸市佐喜浜町連合青年団 第1回共励会 昭和34年7月11日～12日佐喜浜小学校に於いて』室戸市佐喜浜町連合青年団
- 室戸市史編集委員会（1989）『室戸市史 上巻』『室戸市史 下巻』室戸市
- 八木透（2001）『婚姻と家族の民俗的構造』吉川弘文館
- 八木透（2003）「性・恋愛・結婚」『暮らしの中の民俗 3 ——一生——』吉川弘文館
- 八木透 山崎祐子 服部誠（2009）『日本の民俗 7 男と女の民俗誌』吉川弘文館
- 柳田國男（1963）「婚姻の話」「家閑談」『定本 柳田國男集 第十五巻』筑摩書房
- 柳田國男（1963）「明治大正史 世相篇」『定本 柳田國男集 第二四巻』筑摩書房
- 山岡健（1993）『年齢階梯制の研究——「若者組」を中心として——』北樹出版
- 山本大 編（1982）『高知の研究 6 方言・民俗篇』清文堂

（おおぐろ くみこ 文学研究科歴史学専攻博士後期課程）

（指導教員：八木 透 教授）

2023年10月2日受理